

平成 29 年

富岡町議会会議録

第 2 回臨時会

2 月 17 日 開会・閉会

富岡町議会

平成29年第2回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 2月17日（金曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○欠員議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午後 零時10分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長挨拶	4
○報告第 4号 専決処分の報告について	4
○報告第 5号 専決処分の報告について	5
○議案第 9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについ て	6
○議案第10号 不動産の取得について	12
○閉会の宣告	13
閉 会（午後 零時46分）	14

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成29年第2回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成29年2月17日（金）午後零時10分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

日程第5 議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

日程第6 議案第10号 不動産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（1名）

11番 黒澤英男君

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町	長	宮本皓一君
副町	長	齊藤紀明君
副町	長	滝沢一美君

教 育 長	石 井 賢 一 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 臣 克 君
参 事 兼 総 務 課 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶 雅 弘 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	猪 狩 隆 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 安 全 对 策 課 長	渡 辺 弘 道 君
参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	小 林 元 一 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
統 括 出 張 所 長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
総 務 係 課 長	堀 川 新 一 君
復 興 推 進 課 兼 課 長 長 補 佐 係 長	坂 本 隆 広 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 係 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 係 局 任	藤 田 志 穂

開 会 (午後 零時 10分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 開会に先立ちまして、11番、黒澤英男君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

初めに、2月8日に開催されました全員協議会の際にも報告いたしましたが、閉会中に辞職を許可した議員については、次の議会で報告することとされておりますので、ここで改めて報告をいたします。閉会中、9番、山本育男議員より平成29年1月30日付で議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、平成29年1月30日付でこれを許可いたしましたので、報告いたします。したがって、現在の議員は13名であります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 渡 辺 英 博 君

2番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○町長挨拶

○議長（塚野芳美君） ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、全員協議会に引き続き臨時議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。平成29年第2回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、損害賠償の額の決定及び物品購入契約の変更による専決処分の報告について2件をご報告するとともに、指定管理者の指定につき同意を求めることについて1件、不動産の取得について1件の計2件の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますよう、お願いいたします。

○報告第4号 専決処分の報告について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課総務係長の朗読を求めます。

総務係長。

〔総務課総務係長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第4号別紙、専決第2号、専決処分書をごらんください。本件は、本町職員が平成28年11月22日、公務出張のため町有車にて走行中、郡山市賀庄4番地付近の交差点において、右方より直進してきた田村市常葉町在住の石井氏の車両と出会い頭に衝突した結果、相手方車両に損傷を与えたものであり、損害賠償の額は21万6,000円であります。

なお、本件については過失割合が町側4割、相手側6割で決定し、平成29年1月20日に和解したものであります。

以上のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。よろしくご願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第5号 専決処分の報告について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課総務係長の朗読を求めます。

総務係長。

〔総務課総務係長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 報告第5号 専決処分の報告の報告理由を申し上げます。

本報告案件は、平成28年10月11日、町議会の議決を受けた富岡町役場庁舎什器備品購入に係る動産の取得についての物品購入契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について内容をご説明申し上げます。

報告第5号別紙、専決第3号、専決処分書をごらんください。平成28年10月11日に議決いただきました富岡町役場庁舎什器備品購入に係る動産の取得契約について、契約金額に変更が生じたことから、町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号別紙資料をごらんください。物品購入契約変更契約書であります。本件は、役場庁舎の機能の回復のため、原子力災害に伴う長期避難により劣化、使用不能となった什器備品を取得するものでございます。

今回の変更の主な内容といたしましては、事務室内のキャビネットの数量をふやしたことによるものでありまして、当初契約金額7,322万4,000円に22万8,960円を増額し、7,345万2,960円に変更するものであります。指定事項に基づき専決処分をいたしましたので、以上のとおり報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めること
について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課総務係長の朗読を求めます。

総務係長。

〔総務課総務係長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、公の施設である富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第9号 富岡町複合商業施設さくらモールとみおかの指定管理者の指定につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の案件は、来月3月30日に全館オープン予定の富岡町複合商業施設さくらモールとみおかの管理運営について、指定管理者の指定の同意を求めるものであります。

まず、指定管理者の選定に当たっては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条に基づき、昨年12月19日から公募による募集を行い、その結果2社より申請がありましたので、本年2月15日にプロポーザルを実施し、その後選定委員会において総合的な審査を行った結果、大和リース株式会社福島支店、半澤実、住所、福島県郡山市大槻町字牛道5番地の3を選定したものです。指定管理者として指定する期間は3年間であります。

また、同社の選定理由につきましては、安定的な経営姿勢、関係法令の遵守体制、利用者ニーズへの対応、入居テナントとの連携、維持管理業務、危機管理、地域支援及び連携、収支計画などの選定基準において、他社より効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減が図れる

ものと評価されたものです。

議案第9号別紙資料をごらんください。今回の指定管理に係る主な内容を取りまとめたものですが、特に2項においては指定管理者の業務内容を、4項においては単年度及び3年間の指定管理料の上限を記載いたしております。

以上が内容の説明となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 指定管理ということなのですが、大和リースさんでは指定管理を受けられたらば、どなたかを常駐をされてきちんとそういった管理をするということによろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

今回の大和リースに関しましては、当然責任者はございます。ただ、完全な常駐ではございません。週3日以上は出勤することということでご提案をいただいておりますし、なおかつ協力会社が付近にございますので、緊急時とか、必要な場合にはその会社から出向くというような説明でございます。

一般的に常駐があったほうがよろしいというのは通常一般的な考えだと思っておりますが、いろんな施設の規模等々からすると、このさくらモールの場合は完全な常駐でなくても管理できるという事例がたくさんございますので、その辺が実は評価のポイントだったのですが、選定委員会としては十分に対応できるというような考えで選定いたしました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 常駐でなくても対応できるということであれば理解しますが、やはり維持管理等を含めてどういった連絡体制をとってとか、それはどういう連携になっていくのかということも含めてきちんと対応していただけるということで契約ということによろしいのでしょうか、確認です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

その辺が先ほどポイントと申しましたが、その体制をきちんと提案いただきましたので、選定いたしました。きちんと担保していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今回の指定管理者の指定ということなのですが、大和リース株式会社に決まったということで、施工された会社ということで指定管理者になったというのは理解できるのですが、

今回この支出に関して単年度で6,500万円ということで、それなりに大きな数字にはなってくるのですが、この施設については無償提供ということで、その分町の家賃については無償で当分いくということでもありますので、その分町の単独費が発生するということになると思うのですが、やはり大和リースさんも大和ハウスグループということで、相当町の事業に対して売り上げを上げているということもありますので、その点も踏まえていただいた上で、また家賃の収入がないということもわかっているかとも思いますので、上限6,500万円ということでもありますけれども、できる限り安くしていただいて、町の支出をやはり少なくしていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

施工確かにやっておりますので、その関係でというのはなかなか難しいとは思いますが、今回2社ございまして、実際上限6,500万円なのですが、今回プロポーザルなので金額だけではないのですが、実際の提案をいただいた金額ですが、4,000万円半ばでございます。半ばと申しますのは、協定今後ですので、多少変動する可能性もございますので、4,000万円半ばということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも補足します。

今金額の話になりましたが、あくまでプロポーザルは金額だけで決めるわけではないです。その一部でありまして、最終的な契約はこれからよく詰めて、当然町の負担というのがこの金額の多寡によって変わってきますので、総合的にはこの商業施設の運営については、国なり県なりの補助金を有効活用するという視点と、あと今議員ご指摘の指定管理料も含めてランニングコストについての縮減については、総合的な観点から十分精査をして、今後の契約等々も詰めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 指定管理者は、必ず必要不可欠なものなので、これはいたし方ないですし、この商業施設も復興の上で大変重要な施設であることは理解しております。

あと、ちょっと外れるのですが、大手3社が入るということで、今のところまだ黒字になるかどうかもわからないような状況で始めるわけではありますが、当初は無償ということでもありますけれども、今後1年、2年たった上で黒字になった場合は、やはり見直しで少しでも家賃を払っていただくような方向で進めていただければいいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

先にこの施設に取り組むときに、条例等提出させていただきました。その際に、その条例の中で3年間は減免するという規定がございまして、3年間は減免させていただきます。当然議員おっしゃるとおり我々もそうですが、企業にも努力いただいて、4年目からは使用料をいただきたいという気持ちでやっております。実際使用料は入ってこないとなかなか大変なのも事実でございますので、そんなよう努力しますし、テナントにも頑張りたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。

今後やはり町の財政も国からの支援というのもどんどん少なくなってくると思いますので、町の負担というのも少しでも少なくしていただきたいと思いますので、ぜひその辺踏まえた上でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 先ほど申しましたが、ぜひ頑張ってやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 契約を結ぶ相手方の会社の正職員が月1回だか、週に1回来て、あと協力してくるところがほとんどやるというのは、何かあったときに困らないのかなと思って、建設サイドであれば現場代理人が常駐というのと同じで、せめて1人規模が小さいのであれば、プロポーザルでうたってあったとしても1人は限定的にいなければだめですよ、あとこれのフォローは一時協力してくれるところのちゃんとしたところというのならわかるけれども、まるっきりこれ大和さんでは一時の会社ないしどこなのかわからないけれども、丸投げみたいでどうなのだ、何かあったときの責任のとり方は。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、先ほど週3日以上という話もありますけれども、その辺よく説明してください。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 先ほど申しましたとおり大和さんでは週3日以上ということで来ていただきます。

あと、我々も例えば災害とか、そういう部分でどう対応するのかという部分もございまして、1つは当然災害等に対するマニュアルだったり、避難訓練だったり、それは当然その中で織り込んでおります。また、各テナントごとの例えば避難でありますと、常駐者が1人いてもどうしようもないと

いうところもございますので、当然各テナントに緊急時の場合、マニュアルに従ってお客さんの誘導とか、そういったものをきちっとやっていただくと。あと先ほど申しましたように榎葉町に協力企業がありますので、そこと緊密な連携をとっていると。あと非常勤というか常駐と申しましたが、やはりできる限り週3日以上ということですが、その辺については必要に応じて十分に対応していただくように今後協定を結ぶ中で詰めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） やはり契約する相手方が週に3日だとか4日でなく、開店している日数は1人なら1人でも責任のある人が常備するのが当たり前だと思うのだが、仮に6日開業する間に3日は来ますが、あとは入っているテナントで各何かあったときはこうです、ああですではなく、これが契約相手方だと私は思うのだけれども、いろんな契約の手法はあるけれども。こんな6日なら6日開店する間3日はいます、あとはいません、何かあったら協力会社で対応するのです、近くに一時なら榎葉にいますとかという、そういう問題ではないと思うのだ。契約相手方の責任が持てる職員が常備するのが契約相手方としてふさわしいと私は思うのだけれども、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

一般的に申しますと、いないよりはいたほうがいいという、当然わかります。それは当然だと思えます。ただ、先ほど繰り返しになりますが、当然非常時の体制とか連絡体制、それらについては十分に担保できるような運営システム、そういうものを構築した上での話ですし、あと当面基本的には週3日以上ということになっておりますが、当然スタートしたときには平均的な話ではなくて、スタート当時はやはりいろんなことがあると思われまますので、その辺については柔軟に3日と言わずに、必要に応じて常駐していただくとか、そういったものを協定を詰めていく中できちっと話し合って、担保していきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 私の言っているのは、契約相手方が常時最低でも1人はいないとまずいのではないですか、いないときにはテナントの組織がちゃんとしますとか、何かあったときテナントの人は役割分担でやるところはやって当り前の話。契約相手方常駐するのが当り前ではないですかと言っているだけ。いないときのフォローは、テナントの人がするから大丈夫ですということを答弁求めているのではない。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

1つは、テナントに全て任せるといような表現に感じられたとすれば、それは大変申しわけなく

て、テナントの当然の役割という部分についてはマニュアルで対応していきたいという意味で申し上げます。

それと、提案自体は週3日以上という話ですが、議員のご指摘の点もございますので、今後事業者がどう対応できるかということもありますので、その辺踏まえて協定の中でちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からもご説明申し上げます。

常駐の議論について、まず事実関係なのですが、これプロポーザルで複数の会社さんからご提案を受けました。プロポーザルする際に常駐を仕様書に書くかどうかという意味では、事実関係として書いていません。ですから、常駐をする提案もあれば、常駐をしないで効率的にやるという提案もある。今回契約はこれからなのですが、指定管理として総合的に大和リースさんということで、ご同意いただくという議案でございます。

ご指摘の点については、委員会等々でも議論がありました。火事になったときどうなのだとか、いろんな部分です。あとは、一般的な商業施設のこういった総合管理の事務所に常駐をしているものなのかどうかというもの、これ事実関係として常駐が必須ではないというような事実も確認しております。なので、常駐かどうかというのは、これから契約の中でどうするかによっても柔軟には対応できるのですが、ご提案いただいたのは常駐でない形でより効率的に、あと安全を十分確保してやるということでございました。ただ、今議員のご意見としては常駐が必須だろうということだと思えます。その件につきましては、今ここで常駐を担保する発言は相手様もありますし、これからの契約でどうなるかありますが、ご指摘は受けとめながら、あとは一般的にはこのような規模で商業施設等々の総合管理をする方が常駐というのは世の中一般的かどうかというのも十分考慮しながら。ただ、ご指摘の不安、安全、安心を踏まえればいたほうがいいのは間違いないことなので、その辺も含めて契約行為等々において、十分吟味して対応したいと思います。今ここで常駐をお約束してどうこうというのは、ちょっとできませんが、ご指摘があったのを受けとめながらやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 業務内容に警備保安業務とか、環境衛生清掃業務とあるのですが、例えば富岡町の町民の方である程度年齢のいったような人が、私掃除やってみたいとか、夜警ぐらいだったらできるかなとか、何かそういう人がいれば、例えば大和リースさんで地元の雇用も考えてもらえるのかなという、その辺はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

大和リースも復興支援とか、地域支援という形でできるだけ地元の企業なり、そういう方を使いたいということで提案いただいておりますので、その辺は再度申し出たいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 不動産の取得について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、議案第10号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課総務係長の朗読を求めます。

総務係長。

〔総務課総務係長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第10号 不動産の取得についての提案理由を申し上げます。

本議案は、県立二次救急医療施設ふたば医療センター（仮称）の事業用地を取得する仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第10号 不動産の取得について提案内容の説明を申し上げます。

取得いたします土地は、福島県が平成30年4月の開院をめぐりとして整備を進める二次救急医療施設（仮称）ふたば医療センターの敷地とするものでございます。役場庁舎西側の農地4筆、計1万1,175平方メートルでございます。

議案第10号別紙資料をごらんいただきたいと思っております。取得する土地の位置をお示しする資料でございます。ご確認をお願いしたいと思います。なお、土地の取得単価は廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟に隣接することから、同研究棟の敷地を取得する際に行いました不動産鑑定評価結果を用いまして、同額といたしておりますことを申し添えたいと思っております。

二次救急医療施設（仮称）ふたば医療センターの整備につきましては、現在当該地の農業振興地域除外や農地転用、それから都市計画法に基づく開発許可申請などの各種手続を進めているところでございまして、来月からは造成工事に着手し、本年6月には施設建築工事に着手するということと予定されております。非常に短い整備期間ではございますが、整備計画、それから整備工程にそごがでないよう福島県担当課を初め、関係機関との連絡を密にして事業を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

内容の説明については以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて平成29年第2回富岡町議会臨時会を閉会といたします。

閉 会 （午後 零時46分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 英 博

議 員 高 野 匠 美